

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（骨子案）

（前文）

第1 基本方針

- 1 異常豚の通報
- 2 殺処分等
- 3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限
- 4 ワクチン

第2 防疫措置

- 1 異常豚の発見の通報から病性決定までの措置
 - (1) 異常豚の通報
 - (2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置
 - (3) 病性の決定（患畜・疑似患畜・患畜となるおそれがある家畜）
- 2 病性決定時の措置
 - (1) 発表
 - (2) 対策本部の設置
 - (3) 家畜防疫員の動員
 - (4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣
- 3 発生農場における防疫措置
 - (1) 基本事項
 - (2) 殺処分
 - (3) 死体の処理
 - (4) 消毒等
 - (5) 汚染物品の処理
 - (6) 人員の確保
- 4 疫学関連農場等における防疫措置
- 5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限
 - (1) 防疫区域（区域の範囲・制限期間・制限内容・制限の例外）
 - (2) 監視区域（区域の範囲・制限期間・制限内容・制限の例外）
- 6 清浄性の確認のための検査等
- 7 ワクチン
- 8 感染経路の究明

第3 防疫対応の強化

- 1 危機管理体制の構築
- 2 試験研究機関等との連携
- 3 清浄性維持の確認